

番 号：170051

国 名：パラグアイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：小農輸出農作物の安全性向上のための取り組み強化プロジェクト詳細計画策定調査  
(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2017年4月下旬から2017年6月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.50 M/M、現地 0.80 M/M、合計 1.30 M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間  
5日 24日 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月29日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) への電子データの提出又は  
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（い  
ずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公  
告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業  
務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA本  
部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねま  
す。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル  
提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月11日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	パラグアイ／全途上国
語学の種類	英語または西語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

パラグアイの農業セクターはGDPの約21%、輸出総額の37%を占めている。同国の農業従事者は就労人口の約23%を占めており農業はパラグアイの基幹産業であるといえる。

この農業従事者の85%は、土地所有面積が20ha未満の小規模農家であるが、小規模農家の所有する農地面積はパラグアイの全農地面積の約4%を占めるに過ぎず、主に収益性の低い伝統的作物（綿花、キャッサバ、トウモロコシ、豆類）の栽培に従事してきた。1990年代より家族農業経営を中心とする小規模農家向け作物として収益性の高いゴマ栽培が換金作物として広がり始め、ゴマ栽培農家数は1999年には5000世帯、2008年には4万世帯以上に急増し、ゴマは小規模農家にとって重要な収入源となった。また、日本市場で高い評価を受けたパラグアイ産ゴマの対日輸出は2000年以降急激に拡大し、2008年にはパラグアイは日本に対しゴマの最大の輸出国となった。

ところが対日ゴマ輸出が着実に伸び続けていた2008年に、日本での輸入時検査においてパラグアイ産ゴマから日本の残留基準値を超える農薬が連続的に検出されたことで、厚生労働省による検査命令の対象<sup>1</sup>となった。これにより、現地のゴマ生産農家及び日本の輸入業者に大きな損害を与えるとともに、パラグアイ産ゴマの競争力の低下を招いた<sup>2</sup>。

かかる状況の中、パラグアイ政府による残留農薬検査プロセス診断に対する協力要請を受け、JICAは2014年9月に厚生労働省の協力を得て調査団を派遣し、ゴマのトレーサビリティ<sup>3</sup>と残留農薬検査能力の改善などを提言した。また、「小規模ゴマ栽培農家支援のための優良種子生産強化プロジェクトフェーズII」（2012～2016年）ではゴマの優良種子生産技術に加え、輸出向けゴマの安全性管理、残留農薬分析技術の向上に取り組み、農産物の輸出前検査を担う国立植物・種子・品質防疫局（SENAVE）の検査能力強化を図った。他方、残留農薬問題の抜本的な解決のためには、輸出用農産物の安全管理とトレーサビリティの確立を目指した総合的な取り組みが必要であることから、パラグアイ政府は我が国に技術協力を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、パラグアイにおける輸出農産物の安全性にかかる現状や安全性確保のための行政体制、輸出農産物の生産や流通の現状と課題等を確認し、収集した情報を分析・整理したうえで、パラグアイ側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

<sup>1</sup> 輸入時の自主検査やモニタリング検査、国内流通段階での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、検査の実施を命じる制度。

<sup>2</sup> パラグアイ産ゴマの日本向け輸出量は2009年の3.3万トンから2013年には1.2万トンと激減した。

<sup>3</sup> 生産・加工・流通・販売に関わる事業者が農産物や食品を取り扱った際の記録を作成し、保存しておくことで、農産物や食品に問題が発生した際に速やかな流通経路の特定が可能であること（追跡可能性）。

- (1) 国内準備期間（2017年5月上旬）
  - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。パラグアイ側関係機関（農牧省及びSENAVE）に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票は、JICAパラグアイ事務所を通じて事前配布を行う。
  - ② 調査団と協議のうえ、PDM（Project Design Matrix）（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operations）案（和文・英文）の作成に協力する。
  - ③ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2017年5月下旬～6月上旬）
  - ① JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
  - ② パラグアイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
  - ③ プロジェクトの背景・目的・内容を確認する（要請書や関連報告等の内容を踏まえたうえで、パラグアイ側関係機関のニーズを確認する）。
  - ④ JICAパラグアイ事務所を通じて、あるいは本業務従事者により直接回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。
  - ⑤ 質問票調査を踏まえ、インタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。
    - ア) パラグアイの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
    - イ) パラグアイの案件関連分野における開発動向
    - ウ) 我が国援助方針との関連
  - ⑥ パラグアイ側実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
  - ⑦ 調査団及びパラグアイ側関係機関と協議の上、担当分野に係るPDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成に協力する。
  - ⑧ 関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
  - ⑨ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
  - ⑩ 担当分野に係る現地調査報告を団内に共有し、JICAパラグアイ事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2016年6月中旬）
  - ① 担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
  - ② 収集資料の整理・分析（収集資料リストの作成や、質問票回答、事業事前評価表、PDM案、PO案等の他調査団員の作成した資料の取りまとめ等も含む）を行う。
  - ③ 帰国報告会、団内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）（和文）を作成し、全体取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）：1部  
上記については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒米国⇒ブラジル⇒アスンシオン⇒ブラジル⇒米国⇒日本を標準とします。
- (2) 本業務における人件費単価は、2017年度単価を上限とします。  
[https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程  
現地派遣期間は2017年5月20日（5月21日現地着）～6月12日（6月10日現地発）を予定しています。JICAの調査団員は、本業務従事者と数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。
- ② 現地での業務体制  
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
- ア) 総括（JICA）  
イ) 協力企画（JICA）  
ウ) 評価分析（コンサルタント／本公示分）
- ③ 便宜供与内容  
JICAパラグアイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同等することとなります。）
- エ) 通訳備上  
日本語-西語の通訳を必要に応じ手配します。
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし
- (2) 参考資料  
本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL: 03-5226-8446）にて配布します。
- ・要請書
  - ・ゴマ輸出のための品質管理能力アセスメント調査報告書（2014年9月）
- (3) その他
- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAパラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、

同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上